

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

(消防防災課)

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

危険物等関係施設の安全性の確保

震災対策編第1章第16節「危険物施設等」を準用する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(全部局)

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を、最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備
 - (1) 基本方針
危険物関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において、緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等、保安体制の整備を一層推進する。
 - (2) 実施計画
震災対策編第1章第16節「危険物施設等」を準用する。
- 2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備
 - (1) 基本方針
危険物等の河川等への大量流出に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。
 - (2) 実施計画
 - ア 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄の促進について指導する。
 - イ 消防法で定める危険物施設の設置又は変更を許可した時は、警察に対してその旨通報し連携を図る。
 - ウ 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図る。
 - エ 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築する。
 - オ 給水車両及び給水タンク並びに水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故等に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによる。

第1節 事故発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(全部局)

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

(1) 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 実施計画

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的な情報を含め県に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

(全部局)

第1 基本方針

危険物施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

震災対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。

イ 火薬関係

震災対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。

ウ 高圧ガス関係

震災対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。

エ 毒物劇物関係

震災対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。

オ タンクローリー等の横転事故等

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、本章の各節において定めるところにより実施する。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

震災対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。

イ 火薬関係

震災対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。

ウ 高圧ガス関係

震災対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。

エ 毒物・劇物関係

震災対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」を準用する。

オ タンクローリー等の横転事故等

(ア) 道路パトロール等による情報又は発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制及び迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路の設定等の応急活動を実施すつとともに、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行車両、通行者等に対する交通

規制及び避難誘導を的確に行う。

カ 共通事項

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は震災対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

(全部局)

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民に健康被害を与える恐れがあるため、市、県及び関係機関は密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

1 危険物等大量流出時における応急対策

(1) 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑える。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

(2) 実施計画

ア 流出した危険物等の種類、量等を確認する。

イ オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行う。

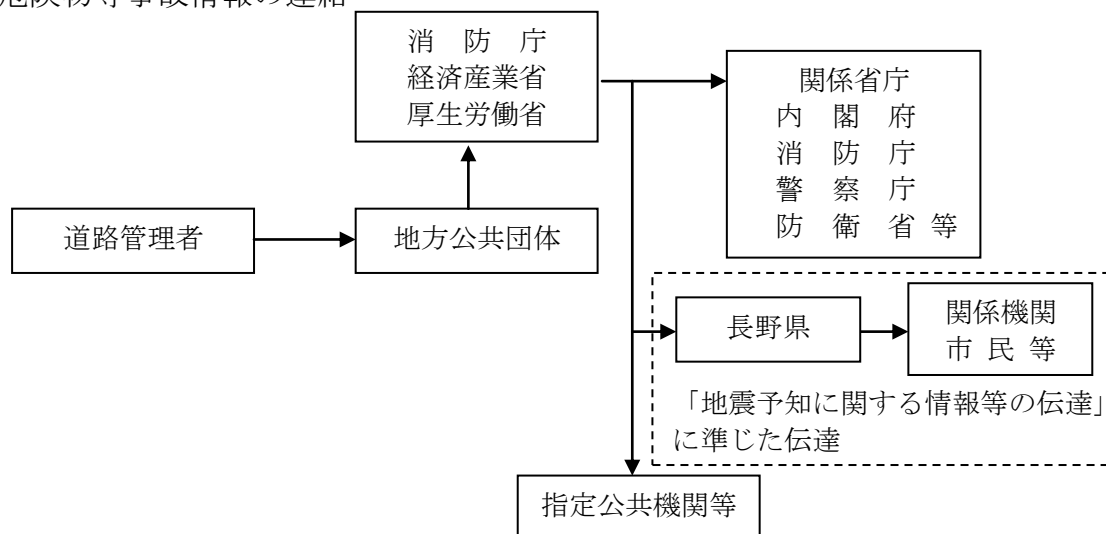
ウ 飲料水が汚染される恐れがある場合、速やかに水道事業者と連携して水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

エ 取水箇所にて異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

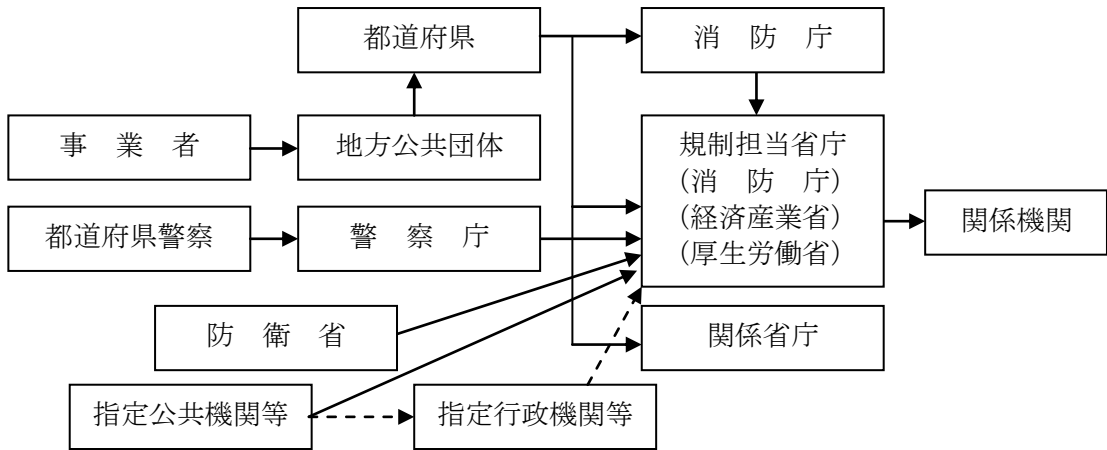
オ 環境モニタリングを実施する。

2 危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

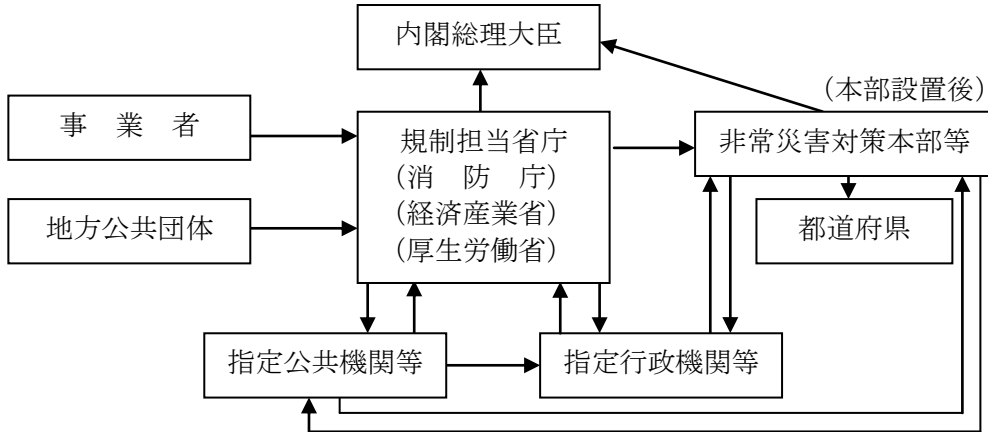


(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

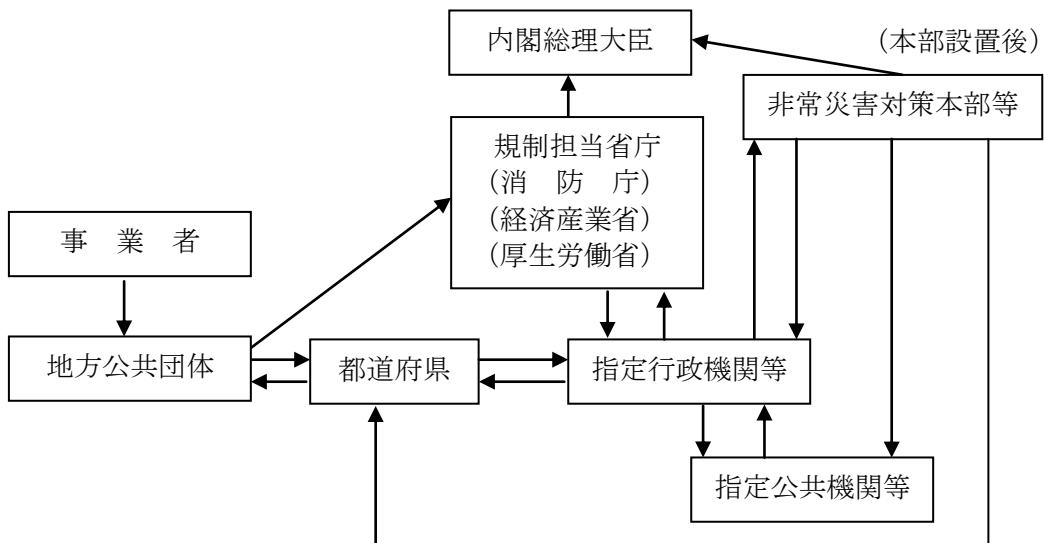


大規模な場合（----->は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報



※ この図は、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。